

保育所等における保育士配置の特例

(平成28年4月1日 平成28年厚生労働省令第22号)

規制改革の内容

特例措置前

保育所等※の保育士は最低2人配置することとされている。

※保育所、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所



特例措置

朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等※に代替可能とする。

※都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めた者(子育て支援員研修を修了した者のほか、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者や、家庭的保育者など)



効果

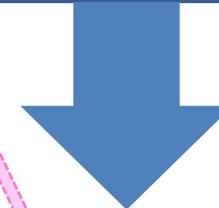
児童が少数である時間帯について保育士要件の弾力化を行うことにより、園児の多い日中のコアタイムに保育士有資格者を集中的に配置することが可能となり、保育所全体でみて保育の質の向上につながる。

規制改革の概要

児童が少ない時間帯



児童が多い時間帯



保育の
質向上

児童が少ない時間帯



児童が多い時間帯



保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能

コアタイムに保育士有資格者を集中的に配置